

## 《論 説》

## 刑の執行と被害者

—ノルトライン・ヴェストファーレン州における被害者関与型行刑—

堀 田 晶 子

## 1. はじめに

本稿では、自由刑の執行段階において被害者に配慮する仕組みを検討する。現在、日本で進められている第4次犯罪被害者等基本計画においても、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実が掲げられており、作業報奨金の用途や謝罪・被害弁償に向けた各種指導の在り方をはじめ、矯正段階における被害者保護制度の整備は喫緊の課題といえる。一方、ドイツにおいては、従来、刑の執行権は州に属していたが、2006年の連邦制度改革を経て、その立法権も連邦から州に移譲された<sup>1)</sup>。刑事執行(Justizvollzug<sup>2)</sup>)に関する立法権を得た各

- 
- 1) 刑の執行権だけでなく、立法権すらも州に移譲させることに対しては、各方面から強い反発があった。Cornelのまとめた「行刑の立法権は連邦に残すべき」との声明文には、多くの刑事法関係者が賛同を寄せた。Cornel, H.: Die Entwicklung des deutschen Strafvollzugs nach der Föderalismusreform des Jahres 2006 mit der Verlagerung der Gesetzgebungskompetenz auf die Bundesländer, NK 30 Jg.1 (2018), S. 16; 武内謙治「ドイツにおける行刑改革」『刑事政策学の体系－前野育三先生呼気祝賀論文集－』法律文化社(2008)78頁; Dünkel, F. / Schüler-Springorum, H.: Strafvollzug als Ländersache? Der "Wettbewerb der Schabigkeit" ist schon im Gange!, ZfStrVo 55 (2006), S. 145.
- 2) "Justizvollzug"は、直訳すれば「司法執行」であり、成人行刑(Strafvollzug)のほか、少年行刑(Jugendstrafvollzug)、未決拘禁(Untersuchungshaft)、保安監置(Sicherungsverwahrung)などの執行を含めた広い概念である。本稿では、「Justizvollzug」を「刑事執行」と訳し、その執行場所となる「Justizvollzugsanstalt」を「刑

州は、それぞれ試行錯誤しながら立法作業を進め、現在ではすべての州が独自の「刑事執行法」<sup>3)</sup>を有するに至っている。各州のオリジナリティが期待される刑事執行法であるが、中には、「被害者関与型行刑」(Opferbezogener VollzugまたはOpferbezogene Vollzugsgestaltung)と銘打つ規定を置いた州も登場し、自由刑の執行段階において被害者を関与させる仕組みについては、さらなる発展ないし具体化が見込まれる領域となっている。

以下では、ドイツ西部に位置し、16州の中で最大の人口を有するノルトライン・ヴェストファーレン州の刑事執行法を参考に、自由刑の執行段階における被害者関与の在り方を検討する。その前提として、次章では、まずドイツにおける自由刑の執行目的について考察する。

## 2. 自由刑の執行目的

### (1) 再社会化と社会の保護

連邦刑事執行法(以下、連邦法)によれば、自由刑の執行目的は、将来、受刑者が犯罪を行うことなく、社会において責任のある生活を送ることができるようにすることである(連邦2条1文「執行の目的」)。さらに、自由刑の執行は、新たな犯罪から社会を保護することにも寄与する(連邦2条2文)。

Arloth/Kräのコメントールによれば、連邦法2条1文が、いわゆる積極的特別予防—すなわち「再社会化(Resozialisierung)」—を掲げている一方で、2条2文は、いわゆる消極的特別予防としての社会の保護を規定してい

---

事施設」と訳す。

- 3) 刑事執行の立法権を手にしたドイツの16州は、それぞれ独自の法律を制定したが、その名称は“Strafvollzugsgesetz”(行刑法)、“Justizvollzugsgesetz”(司法執行法)、“Justizvollzugsgesetzbuch”(司法執行法典)など様々である。本稿では無用な混乱を避けるため、これらを全て「刑事執行法」と訳す。また、略称を用いる際は、連邦刑事執行法を「連邦」とし、各州の刑事執行法については、該当する州の名称のみ記載する。

る<sup>4)</sup>。後者は、有罪となった者を刑事施設に拘禁することにより、少なくともその間は当該受刑者による再犯から社会を守ることができるという無害化ないし隔離の発想である。その発想によれば、連邦法2条2文は刑の執行を終えて釈放された後もカバーする趣旨ではなく、あくまで当該犯罪者が拘禁されている一定期間、社会は当該受刑者による再犯から守られている必要がある<sup>5)</sup>。この「社会 (Allgemeinheit)」とは、刑事施設の外の一般社会を指すものと解されるが<sup>6)</sup>、施設の職員やその他の受刑者も保護されるべき対象であるとして、刑事施設内も含むという立場も存在する<sup>7)</sup>。無害化による社会の保護が2条2文の趣旨であるとする考え方からすれば、保護されるべき対象は一般社会であると解するのが自然であるように思われる。

ところで、自由刑の執行目的として連邦法が規定しているのは、あくまで2条1文の「再社会化」のみであり、2条2文の(無害化による)社会の保護は、執行の副次的な任務にすぎない<sup>8)</sup>。とはいえ、後者は受刑者が自由刑の執行中に社会へ出る機会を得られるかどうか—たとえば外出・外泊、外部通勤等の開放的処遇を認めるか否かを判断する場面—で重要な役割を担うことになる<sup>9)</sup>。また、親族等との面会や信書の発受等の外部交通の場面においても<sup>10)</sup>、それが

---

4) Arloth/Krä (Hrsg.), Strafvollzugsgesetze Bund und Länder 4.Aufl., 2017, § 2 Rn.2. 予防の概念は、積極的一般予防、消極的一般予防、積極的特別予防、消極的特別予防の4つに区別される。積極的一般予防は、法秩序が存在すること及びそれが貫徹されることを通じた国民の信頼の維持と強化による犯罪予防を指し、消極的一般予防は、潜在的犯罪者である一般市民を威嚇することによる犯罪予防を意味する。また、積極的特別予防は、加害者一人ひとりを再社会化することによる再犯予防を指し、消極的特別予防は当該犯罪者から社会を防衛することによる再犯予防を意味する。Laubenthal, K.: Strafvollzug 8. Aufl. (2019) Rn.178

5) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.171

6) Arloth/Krä (2017) 前掲注4, § 47 StVollzG Rn.2

7) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.171, 172

8) Feest/Lesting/Lindemann, Strafvollzugsgesetze 6. Aufl., 2012, § 2 Rn.4

9) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.173

10) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.173

新たな犯罪に繋がって社会を脅かすことがないように細心の注意を払う必要があるため、社会の保護が重要課題になってくる<sup>11)</sup>。こうした開放的処遇や外部交通等の場面において、刑事執行法は「再社会化」と「社会の保護」との間で板挟みとなり、役割葛藤を引き起こすのではないかとといった懸念が生ずる<sup>12)</sup>。つまり、受刑者を社会に組み入れることを意図する「再社会化」と、当該受刑者を社会から隔離して再犯を防止しようとする（無害化という意味での）「社会の保護」は、根本的に相容れないというのである。それは、社会から隔離された中で再社会化を目指せるのかという自由刑に対する根本的な疑問にも繋がる<sup>13)</sup>。しかし、両者は常に緊張関係にあるというわけではない。被收容者による再犯を防止して社会を保護することは、いわば行刑の当然の使命である<sup>14)</sup>。それを処遇による再社会化によって実現するか、隔離によって実現するかが問題となるが、両者は「再犯を防止して社会を保護する」という同じ目的のために<sup>15)</sup>、時には緊張関係を保ちながら、補完し合う関係にあるといえる。どちらを優先させるかは個々のケースを見ながら慎重に判断することになるが、その際、可能な限り優先すべきは、処遇による再社会化であろう<sup>16)</sup>。それは、連邦法2条1文が再社会化のみを行刑の目的としていることから明らかである。すなわち、受刑者を社会に統合させるための努力は、隔離による無害化よりも、本来的に優先されなければならない<sup>17)</sup>。ところが、実務においては、社会の安全に対する要求の高まりを背景に、それが逆転しているケースも少なくない<sup>18)</sup>。

---

11) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.173

12) BeckOK Strafvollzugsrecht Bund, Graf, 21. Ed., 2022, § 2 Rn.12

13) Mayer, S.: Täter-Opfer-Ausgleich im Strafvollzug -Vergleich der gesetzlichen Regelungen der Bundesländer und wissenschaftliche Begleitung des Pilotprojekts in Bayern-, 2017, S.37-38

14) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.149, 174

15) この意味での「社会の保護」は上位概念であると説明されることもある。Arloth/Krä (2017) 前掲注4, § 47 StVollzG Rn.10

16) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.149, 174

17) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.149, 174

18) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.149, 174

それを象徴するかのよう、連邦制度改革後に新しく成立した州刑事執行法の中には、再社会化に向けた処遇と隔離による無害化の任務を同程度に重視しているように見える規定も存在する。たとえばバイエルン州刑事執行法である。同州の刑事執行法2条は、「自由刑の執行は、再犯から社会を守るために行われる。執行にあたっては、将来、受刑者が犯罪を行うことなく、社会において責任のある生活を送ることができるようにしなければならない。」と規定し、同法4条では、「再犯から社会を保護することは、受刑者の確実な収容と慎重な監視、開放的措置並びに適切な処遇によって実現される。」としている。同州においては、執行の「目的」(Vollzugsziel)という文言は用いられず、処遇による再社会化と隔離による社会の保護は、いずれも刑事執行法の「任務」(Aufgabe)であるとする。一方、ノルトライン・ヴェストファーレン州は、刑事執行法1条に執行の目的を掲げ、それは「受刑者が犯罪を行うことなく、社会において責任のある生活を送る」こと、すなわち再社会化にあると明言している<sup>19)</sup>。6条1項には、「安全の保障」(Sicherheit)の項目の一つとして、刑の執行は「新たな犯罪から社会を保護することに寄与しなければならない」としているが、それに続く6条2項以下は、施設内の秩序維持に関する規定となっており、隔離による社会の保護と再社会化が同等に扱われていないことは明らかである。

処遇による再社会化の利益と、それが社会に与えるリスクは、個々のケースに応じて慎重に判断されなければならないのは当然であるとしても、如何なるリスクも甘受し得ないというのであれば、開放的処遇等を通じた再社会化への道はほとんど閉ざされることになる。犯罪者を隔離することによって得られる社会の利益は、死刑や絶対的終身刑の場合を除いて、受刑者が拘禁されている一定期間のみを対象とする束の間の安心感であるといわざるを得ない。我が国における通常第一審の有期刑の科刑状況を見ると<sup>20)</sup>、大半は刑期3年以下であり、実刑となるのはその3割強程度、さらに実刑を言い渡された者の中には一

---

19) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

20) 令和3年版犯罪白書41頁

部執行猶予者も存在することを考えれば、刑事施設に託されたこの短い期間をいかに有効に使うかが、その後の社会復帰を円滑に進められるかどうかの鍵になるといえる。長い目で見たととき、自由刑の執行を通じて社会を持続的に保護するには、やはり適切な処遇による再社会化を徹底するほかないと思われる。その際、隔離と処遇は同じ土俵で対立的に捉えられるものではなく、むしろ隔離は処遇方法のひとつに過ぎないと考えるべきである。再社会化のために隔離を用いた処遇（閉鎖的処遇）が有効と考えられる者に対しては、そちらが選択されるべきであり、逆に自由を用いた処遇（開放的処遇）が有効と考えられる者に対しては、ある程度の社会的リスクを想定しつつも、可能な限り拘禁を解く方法が選択されるべきであろう。隔離を用いた閉鎖的処遇と自由を用いた開放的処遇は、いずれも受刑者の再社会化に向けられており、それがゆくゆくは再犯防止、すなわち被害者を含めた社会の安全に繋がっていくのである。こうした考え方に立っているのが、ノルトライン・ヴェストファーレン州の刑事執行法であると思われる。その内容については後の章で検討することにする。

## （２）再社会化とは

上記の通り、自由刑の執行の目的は、受刑者の再社会化である。自由刑は、受刑者の改善更生のためというより、再社会化のために行われるというのが、ドイツにおける今日の一般的な説明である<sup>21)</sup>。再社会化とは、連邦刑事執行法の条文の文言に従えば、「将来、受刑者が犯罪を行うことなく、社会において責任のある生活を送ることができるようにすること」（連邦2条1文）であり、そのために刑の執行中に行われるあらゆる努力である<sup>22)</sup>。ただし、連邦法に「再社会化（Resozialisierung）」の文言自体が頻繁に出現するわけではなく、たとえば社会治療施設への移送について定める9条2項1文に「社会治療施設による特別な治療または社会的援助が受刑者の再社会化にとって望まなければ…」という形でちらりと姿を見せるだけである。「再社会化」は、ドイツの刑事執

---

21) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.140

22) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.140

行法において執行の目的ないし任務とされるが、それは一体、何によって根拠づけられるのであろうか。

そもそも「社会化 (Sozialisierung又はSozialisation)」とは、社会生活に適合していくことであり、本来、そうした社会に適する行動様式は、子ども時代からの成長の過程の中で、その置かれた環境や周りの人々から少しずつ学んでいくものである<sup>23)</sup>。しかしながら、自らの犯罪行為によって自由刑の実刑に処され、社会から一旦隔離された受刑者にとっては、再び社会に戻ることに、すなわち再社会化が問題となる。

連邦憲法裁判所は、受刑者の再社会化は憲法上の要請であると明言している。具体的には、「人間の尊厳」と「福祉国家の原理」という2つの憲法上の要請である<sup>24)</sup>。この点、1973年のLebach判決が特に有名である。同判決によれば、受刑者もまた、人間の尊厳とそれを保障する基本権の担い手であり、刑の執行を終えた後は、再び社会の一員となる機会を与えられなければならない<sup>25)</sup>。そして、この再社会化の要請は、加害者の観点からは、基本法1条及び2条1項に基づく基本権から生ずる一方で、一般社会の観点からは、福祉国家に求められる社会的弱者に対する国家による配慮と援助から導き出されるものであり、それは受刑中の者や釈放後の元受刑者にも該当する<sup>26)</sup>。受刑者は、責任ある社会生活を送るための能力と意欲を身に付けられるように手を差し伸べられるべき存在であり、彼らもまた、自由な社会において、犯罪を行うことなく、自身に与えられたチャンスを活かし、自身の持つリスクを克服することを学ばなければならない<sup>27)</sup>。Lebach判決が明らかにした通り、自由刑の執行目的ないし任務である受刑者の「再社会化」は憲法上の要請であり、その立場は後の判決にも踏襲されている<sup>28)</sup>。

---

23) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.143

24) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.143

25) BverfGE 35, 202

26) BverfGE 35, 202

27) BverfGE 35, 235

28) BverfGE 45, 239, BverfGE 98, 200; BverfGE 116, 85

執行機関は、この再社会化の要請に沿って動くことを義務付けられる。具体的には、受刑者の再社会化のために適切な処遇 (Behandlung) を行うことが要求されるのである。刑事施設の物的設備や人的設備は、受刑者の社会復帰 (Reintegraton) を阻害するような要素を取り除くように整備されなければならないし、職員と受刑者とのコミュニケーションもまた、再社会化の目的に沿うように行われなければならない<sup>29)</sup>。連邦法においては、この「処遇」という文言が度々用いられているが、その定義にまで言及した規定は見当たらない。たとえば、連邦法で「処遇」という文言が初めて登場するのは4条1項であり、そこには「受刑者は、処遇の実施、並びに、執行目的の達成に向けて協力する。受刑者のそうした意欲は喚起されなければならない。」と規定されているものの、ここでいう「処遇」が何を意味し、何を目的として行われるかについて具体的な記載はない。一方、ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法は、上記の通り、1条において刑の執行目的は「再社会化」にあると明言し、続く3条において、再社会化が「処遇 (Behandlung)」を通じて実現されることを明記している (処遇型行刑)。

### ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法3条

#### 「処遇型行刑 (Behandlungsvollzug)」

1項：執行の目的を達成する上で基盤となるのは、受刑者に対する処遇である。処遇として行われる様々な処置は、拘禁中の受刑者一人一人の能力の向上と成長に向けて行われなければならない。処遇とその根拠となる調査は、十分な学術的根拠に基づくものでなければならない。(そうした根拠に基づいて受刑者に) 提案され、実施された処置並びにその結果は、記録されなければならない。

2項：処遇においては、受刑者一人ひとりの援助の必要性に配慮し、特に社会的な能力を身に付けるために、治療的支援や教育的支援、職業上の能

---

29) Laubenthal (2019) 前掲注4, Rn.157



力や資格取得といった就労に関する支援、依存症並びに負債に関する相談支援を実施する。

3項：受刑者が、自由刑の執行中に、学校教育及び職業的資格を取得するための措置並びに治療や依存症に関わる処置を完了するか、または、釈放後も継続することが可能となるようにしなければならない。刑事施設外の公共機関や民間施設その他の団体や個人による適切な援助は、早い段階から執行計画や処遇に組み込まなければならない。

以上のように、ノルトライン・ヴェストファーレン州の規定は非常に明確であり、同州において「処遇型行刑 (Behandlungsvollzug)」を貫徹するという強い意思が伝わってくる。具体的には、執行の目的である「再社会化」は「処遇」を通じて実現するものであり、その目的を達成するには、全受刑者に対する処遇調査及び個別の処遇計画、それぞれの受刑者に見合った多様かつ現代的な要求水準を満たす職業訓練・教育等プログラムの提供、並びに社会復帰のための専門的な経過管理が有効である<sup>30)</sup>。さらに、立法者によれば、処遇は受刑者が共に参加して初めて有意義なものとなる<sup>31)</sup>。そのためには、受刑者への動機づけが重要であり、「主体性を重んじる行刑」において (im Rahmen eines „aktivierenden Strafvollzugs“)、それは途切れることなく繰り返し行われるものである<sup>32)</sup>。たとえ受刑者が初めはそうした処遇に伴う処置やプログラム等への参加に興味を示さなかったとしても、それを漫然と放置するのではなく、その気を起こさせるような働きかけを続けるべきであり、そのようにして処遇は進められ、それを通じて再社会化を実現することができるのである<sup>33)</sup>。

---

30) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

31) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

32) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

33) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

このように、ノルトライン・ヴェストファーレン州における行刑の目的は、受刑者の「再社会化」であるが、同州の刑事執行法は、さらに「被害者の保護」にも力を入れており、同法7条には刑の執行に被害者が関与する旨の規定（Opferbezogene Gestaltung）を置いている。立法者の見解によれば、それは受刑者の再社会化の歩みを、より持続的で確実なものにする機会を提供し得るものである<sup>34)</sup>。以下では、その具体的な内容について検討する。

### 3. ノルトライン・ヴェストファーレン州における被害者関与型行刑

被害者関与型行刑（Opferbezogener VollzugまたはOpferbezogene Vollzugsgestaltung）とは、文字通り、自由刑の執行に被害者を関与させることであり、具体的には、処遇の実施にあたって、受刑者だけでなく、被害者の利益にも目を向けることである。こうした「被害者関与型行刑」の概念は、ドイツにおいて目新しいものではない。いわゆる被害者関与型行刑を法的に確立しようとする動きは、既に1988年の段階で存在した。連邦参議院が1988年に提出した連邦刑事執行法の改正法案4条1項には、「執行の目的を実現するため、行為の結果、とりわけ被害者に引き起こした行為の結果に対する自覚を促し、適当な形での清算（geeignete Formen des Ausgleichs）に努めなければならない。」という第3文が付加されており、刑の執行にあたって被害者に目を向けようとする意図が明確に示されていた。この法案は実現せず、被害者関与型行刑のコンセプトは立ち消えたようにも思われたが、それが再び脚光を浴びるようになったのは、2006年の連邦制度改革を経てからである。というのも、連邦制度改革において、ドイツは刑の執行権だけでなく、立法権をも連邦から州に移譲する道を選び、ドイツ各州はそれぞれ独自の「刑事執行法」を保有することが可能になったからである。連邦法では十分に整備されていなかった規定が、州刑事執行法において実現し得ることになり、そのひとつが行刑に被害者が関与する仕組みである。各州の刑事執行法の立法段階において、刑の執行と

---

34) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.72

被害者の利益を結び付ける動きが本格化し、そのコンセプトが州刑事執行法の中で具体化されていったのである。たとえば、2007年に成立したバイエルン州刑事執行法には、処遇の原則を定めた3条に、受刑者の処遇は「再犯の防止と被害者の保護（Opferschutz）に資する」（バイエルン3条2文）と明記され、2009年に施行されたバーデン・ヴュルテンベルク州刑事執行法の第3部2条5項<sup>35)</sup>においても、処遇の基本原則として「執行の目的を果たすには、被害者に与えた行為の結果を（受刑者に）自覚させ、その清算（Ausgleich）に向けて相応しい措置を講ずることに努めなければならない。」と規定された。さらに、2009年に一部改正されたハンブルク州刑事執行法においても、処遇は「（再犯の）予防と被害者の保護のために行われる」（ハンブルク4条2文）とした上で、「処遇の要素として行われる処置やプログラムは、受刑者の惹起した犯罪の原因と結果、とりわけ被害者に対して与えた結果に目を向けたものでなければならない。」（同4条3文）という方針が示された。これらはいずれも、処遇の目的ないし基本方針として、被害者の保護を謳ったものである。こうした被害者関与型行刑のコンセプトについては、現在、多くの州で受け入れられているように思われる。2011年にドイツの16州のうち10州が協力して作成した州刑事執行法の基本草案（Musterentwurf）にも、「犯罪行為によって生じた金銭的損害及び非金銭的損害の回復が促さなければならない」（基本草案5条）という形で被害者に配慮する規定が置かれている<sup>36)</sup>。現在、筆者が把握している限りにおいて、いわゆる被害者関与型行刑に対して明確に異を唱えている州は見当たらず、そのコンセプトについては大方のコンセンサスを得ているように思われる。しかし、その具体的な中身は一見して明らかなものではなく、各州の規定を参

---

35) バーデン・ヴュルテンベルク州は、司法執行法典（Justizvollzugsgesetzbuch）という名称を用いており、その中身は第1部（Buch 1）から第5部（Buch 5）に分かれている。刑の執行（Strafvollzug）については、第3部（Buch 3）に規定されている。

36) 原案の作成に協力したのは、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ラインランド・プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン、テューリンゲンの10州である。

考にしながら解釈していくほかない。本章では、ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法の規定を参考に、被害者関与型行刑の意義と役割について考察する。

### (1) 刑の執行に関するガイドライン

2010年の選挙を経て、新たに社会民主党 (SPD) と緑の党 (die Grünen) の連立政権が誕生したノルトライン・ヴェストファーレン州においては、行刑における再社会化の徹底を推進するため、2012年、州司法省の指揮監督の下で、州犯罪学研究所 (Kriminologischer Dienst des Landes NRW)、刑事執行委員 (Justizvollzugsbeauftragte) と実務家が連携して、刑の執行に関するガイドライン (Leitlinien für den strafvollzug des Landes NRW) を表明した<sup>37)</sup>。州犯罪学研究所は、行刑をはじめとした執行に関する様々なプロジェクトの学術的調査や統計編纂等を担う研究機関であり、研究と実務の双方を網羅する情報伝達機関でもある。また、2011年に置かれた刑事執行委員は、受刑者等からの苦情や申立てを処理するオンブズマンである一方で、執行の充実化を促進するため、その他の機関と協働しながら助言や提言を行う役割も担っている<sup>38)</sup>。これらの機関や実務家は、「処遇の強化－再社会化の確立：ノルトライン・ヴェストファーレン州における執行の活性化」をモットーに、適切な処遇を通じた受刑者の再社会化をさらに促進するため、2012年に刑の執行に関する13のガイドラインを打ち出し、その8つ目に「被害者関与型行刑」に関する指針を置いた。その内容は、以下の通りである。

---

37) Gelber, C./Walter, M.:Opferbezogene Vollzugsgestaltung: Theoretische Perspektiven und Wege ihrer praktischen Umsetzung, S.335-336; Mayer (2017) 前掲注13, S. 88

38) Gelber/Walter (2013) 前掲注37, S.335

「ガイドライン(8):被害者関与型行刑<sup>39)</sup>

刑の執行機関は、その任務を果たすため、被害者の視点も取り入れる必要がある。

世間では、行刑において加害者ばかり優遇され、被害者が等閑にされているといった苦言が度々呈されている。その背景にある事情として、行刑の場面では、被害者が自らの利益のために加害者と対決するような両者の対立的構図を見出しがたい点を挙げておくべきである。むしろ、両者の異なる利益を補充的な関係として捉える糸口となる道が選択されるべきであり、その核心は、連邦憲法裁判所が表明した通り、『犯罪予防に向けた加害者処遇は、最良の被害者保護である。』という点にある。しかしながら、それは加害者処遇における何らかの結果を、被害者側に提示することのみで足りるものではない。刑の執行においては、受刑者に対する処遇と同様に、被害者の利益にも目を向け、それに配慮することが求められるのである。具体的には、損害の回復(Täter-Opfer-Ausgleich)及び被害者保護であり、後者の例としては、特に釈放段階にある受刑者の帰住予定地に住む被害者の保護が挙げられる。その際、実際の生活状況等も顧慮しなければならない。被害者関与型行刑の遂行にあたって、有効に機能している管轄分野については、そのままにする。執行機関は、拘禁に関わる任務を統括する責任を負い、被害者担当機関は被害者保護の任務を引き継ぐことになるが、その他の執行機関の役割はそのままである。コミュニケーション及び協力の体制は重要であり、執行の内容が被害者学的な観点から補完される一方で、新たな危険が生じることのないよう、釈放後の生活に向けた準備が進められることになる。

被害者関与型行刑の実現に努める。未開拓の分野にも、適切な創意工夫をもって踏み入る。そのために特に慎重で順序立った方法をとる。法的見

---

39) Der Justizvollzugsbeauftragte des Landes Nordrhein-Westfalen, Leitlinien für den strafvollzug des Landes NRW: [https://www.svenwolf-remscheid.de/wp-content/uploads/2012/06/12-06-27\\_Leitlinien.pdf](https://www.svenwolf-remscheid.de/wp-content/uploads/2012/06/12-06-27_Leitlinien.pdf)

地から被害者への配慮を要するのは、たとえば執行計画、執行の緩和、釈放（社会への移行期の管理）、情報保護に関する規定である。現在、行刑の実務においては、既に被害者に対する視点を取り入れている領域もある。たとえば、受刑者に対して、被害者への損害回復に努めるように、または、問題性のある手紙による被害者への接触を断つように、強く勧めているケースなどである。現在行われている試みは、今後体系的に拡充されていく必要がある。被害者は、その申請に基づいて、被收容者に対する執行の有無や執行の経過に関する情報提供を受けることができる（刑訴法406条d以下）。ただし、そうした権利を有することについては、迅速にわかりやすく、かつ状況に即した形で被害者に知らせる必要があり、そうした透明性のある被害者への配慮が行き届いた実務が求められるのである。」

## （2）ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法の規定

上記のガイドラインを踏まえたノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法は、2015年1月13日より施行され、その7条には「被害者関与型行刑」と題して、被害者への配慮を実現するための規定が置かれている。

### ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法7条

「被害者関与型行刑（Opferbezogene Gestaltung）」

- 1項：執行にあたり、被害者の正当な利益は、特に開放的処遇の実施や遵守事項の付与の場面で、さらには受刑者が社会に戻る釈放の場面において配慮されなければならない。危険に晒されている第三者の保護についても考慮しなければならない。
- 2項：受刑者に対しては、自身の行為の不適切さと、それが被害者に与えた結果を理解することを促し、または、その理解を深めなければならない。受刑者には、適切な処遇を通じて、自ら招いた行為の責任をとることを促さなければならない。受刑者が、自身の惹起した金銭的及び非金銭的損害を清算しようとするときは、それを支えなければならない。
- 3項：被害者の保護と行為の清算のために行われる措置は、受刑者の社会

復帰という目的において一致していなければならない。

4項：被害者の保護や行為の清算に関する問い合わせに対応するため、刑事施設には担当窓口を置かなければならない。

5項<sup>40)</sup>：刑事施設に問い合わせを行う被害者は、適切な方法により、担当窓口を介して、本法の定める被害者の権利について知らされなければならない。

ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法7条は、同州の被害者関与型行刑の中核となる規定であり、州刑事執行法の第一章「原則」(Grundsätze)のひとつに被害者保護を明記した点が特徴的である。すなわち、被害者保護を刑事執行法の原則規定に含めることで、その重要性を際立たせているのである<sup>41)</sup>。同法7条は、ガイドラインで示された指針を具体化しつつ、執行法としての性格をより鮮明にしている。たとえば、7条3項には、被害者保護及び行為の清算といった措置 (Maßnahmen des Opferschutzes und des Tausgleichs) が、刑の執行目的と矛盾しないことを要求している。ここでいう刑の執行目的とは、同法1条で明記されている通り、受刑者の再社会化(社会復帰)である。この点、Kubnikは、被害者保護がいまや古典的な「再社会化」という目標設定に織り込まれ、加害者に対する処遇を被害者の利益にも繋がるように実施するという方法によって、被害者に対する配慮がいわば裏口から („durch die Hintertür“) 推し進められることになったと指摘している<sup>42)</sup>。しか

---

40) 2015年当時のノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法7条5項には、「特に本法115条の定める情報に関する権利について」という文言も付加されていたが、2018年の同法改正により、情報に関する一切の規定(旧法112条以下)が同州の刑事執行法から削除されたため、現行法では、本文の通り改正されている。情報提供を受ける被害者の権利については、現在、同州の司法情報保護法(Gesetz zur Umsetzung des bereichsspezifischen Datenschutzes im Bereich der Justiz; Justizdatenschutz-Anpassungsgesetz)の16条に規定されている。

41) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86

42) Kubnik, M.: Opferbezogene Vollzugsgestaltung als kriminalpolitische Idee, ZRP

し、少なくとも刑事執行法という枠組みの中で被害者に目を向けようとする場合、それが同法の目的である再社会化に反するものであってはならないということは、至極当然のことであるように思われる。同法7条3項は、被害者に対する配慮が、執行目的と矛盾しないことを求めているが、それは同州の執行ガイドラインに明記されている「加害者処遇は、最良の被害者保護である。」という発想にも繋がるものである（上記ガイドライン（8））。また、同法3条に示されている通り、執行の目的である再社会化を達成するための基盤となるのは受刑者処遇であるが、被害者に目を向けることは、そうした処遇と相反するものではなく、むしろ融合するもの（integrativer Bestandteil der Behandlung）と考えられている<sup>43)</sup>。というのも、受刑者が後々社会復帰を果たすためには、自身の行った行為を自覚し、その責任を引き受け、損害回復に努めることが前提となるのであって<sup>44)</sup>、そのために行われる処遇が、被害者への配慮と矛盾するはずがないからである。さらに、処遇を通じて受刑者の再社会化が実現されれば、それが将来的な再犯防止、言い換えれば、新たな被害者を生み出さないという意味で持続的な被害者保護に繋がるのである。

こうした被害者に対する配慮は、執行の全段階（während des gesamten Vollzugsverlaufs）で実践されなければならない<sup>45)</sup>。まさに、受刑者の収容に始まり、処遇計画の作成から社会復帰に至るまで、そのすべての段階において、当該受刑者の行為により被害者に招いた結果をどのように清算するか、被害者の保護はどのように果たされるかを考えなければならない<sup>46)</sup>。その際、とりわけ被害者への配慮が必要とされるのが、同法7条1項が示す通り、開放的処遇や遵守事項の付与、並びに受刑者の釈放（社会復帰）の場面であるが、それ以外も含め、刑事施設には、執行のあらゆる場面で被害者の利益に目を向けることが求められている。ただし、その際、考慮されるのは、被害者の「正当な利

---

2017, S.240, S.240

43) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.87

44) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.87

45) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86

46) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86



益」(die berechtigten Belange der Opfer)のみである(ノルトライン・ヴェストファーレン7条1項)。被害者感情に配慮することは大切であるが、それが常に加害者の利益に優先するというのではなく、たとえば、被害者の怒りや憎しみ、復讐といった感情を満たすためだけに、受刑者の再社会化に向けた措置(たとえば開放的処遇や仮釈放等)を断念しなければならないということではない<sup>47)</sup>。ここでいう被害者の正当な利益とは、「身の安全の要請(Schutzinteressen)」と「非金銭的及び金銭的な損害回復の要請(Wiedergutmachung des immateriellen und materiellen Schadens)」を意味する<sup>48)</sup>。前者については、同法7条1項2文に、当該事件の被害者だけでなく、「危険に晒されている第三者の身の安全(Schutzinteresse gefährdeter Dritter)」に関する規定も置いている。この規定は、現代的な被害者保護が、受刑者が行った過去の行為の被害者だけを対象としているのではなく、将来的に被害を受ける可能性のある者の利益にも配慮することを明らかにしている<sup>49)</sup>。ただし、具体的な危険が見込まれる者でなければならぬため、この規定によって実際に保護の対象となるのは、たとえば組織犯罪の証人となった者やお礼参りを予告されている者などに限られるのではないかと考えられている<sup>50)</sup>。

一方、後者の損害回復の要請については、個々のケースに応じて、その対応方法を考える必要がある。たとえば性犯罪の被害者と財産犯の被害者とでは、求められる回復の内容や程度が異なる<sup>51)</sup>。受刑者が行う損害回復の方法として、金銭による弁償(Entschädigungsleistungen in Geld)が考えられるが、それは受刑者自身がなし得る限りの社会的責任を引き受けたことの証(Zeichen)となり得るもの(または、なるべきもの)である必要がある<sup>52)</sup>。刑事施設は、

---

47) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86

48) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86-87

49) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.87

50) Arloth/Krä (2017) 前掲注4, § 7 NRW StVollzG Rn.1

51) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.86

52) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.87

受刑者が自身の責任と向き合い、行為の清算や損害回復に向けて努力することを促し、さらにはそうした努力を支える役目を果たさなければならない(同7条2項3文)。これは、後の10条1項12号の規定とともに、Täter-Opfer-Ausgleich(加害者・被害者による調整、以下、TOA)を念頭に置いた規定であるといえよう。

また、被害者保護及び行為の清算に関する問い合わせに応じるため、刑事施設はその担当窓口(Ansprechpartnerinnen oder Ansprechpartner)を設置しなければならない(同7条4項)。これにより、被害者は電話等でたらい回しにされることなく、直接担当窓口にお問い合わせができるようになり、これまでの負担から解放され、格段に目的の情報を得やすくなるのである<sup>53)</sup>。担当窓口にお問い合わせを行った被害者に対しては、本法に基づいて被害者が有する権利について教示しなければならない(同7条5項)。被害者が自身の有する権利について知らなければ、それを行使することもできないからである。とはいえ、情報を得ることを希望していない被害者に対して、そうした情報が無理に提供されることはない<sup>54)</sup>。また、2015年当時の7条5項には、被害者が情報提供を受ける権利についての定めもあったが、2018年の法改正により、情報に関する一切の規定が、刑事執行法から司法情報保護法に移された関係で、7条5項の文言も現在は一部削除されている<sup>55)</sup>。

ところで、ノルトライン・ヴェストファーレン州刑事執行法7条に示された被害者関与型行刑の原則は、個々の規定において具体化されている。たとえば、「収容と執行計画の作成(Aufnahme und Vollzugsplanung)」と題する同法第2章に置かれた10条の「執行計画(Vollzugsplan)」の規定である。処遇調査(Behandlunguntersuchung)に基づいて作成される執行計画(同10条1項1文)には、執行目的を達成するために適切かつ必要な処置が指定され、かつ、受刑

---

53) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.87-88

54) Landtag Nordrhein-Westfalen, Drs. 16/5413, S.88

55) これについては、前掲注40参照。

者の将来的な成長発展の見通しが示されなければならない(同10条1項2文)。執行計画に含まれる項目のひとつとして、被害者に関する事項が掲げられており、同法10条1項12号は、執行計画の作成にあたり、「被害者関与と行為結果の清算に向けた処遇及び措置」(opferbezogene Behandlungsmaßnahmen und Maßnahmen zum Ausgleich von Tatfolgen)を組み込まなければならないと規定している。後者は、特にTOAを意識した規定である。Kubnikによれば、加害者による責任の引き受け(Verantwortungsübernahme)と被害者に対する共感(Opferempathie)の観点から、TOAは被害者関与型行刑の理想的な形である<sup>56)</sup>。というのも、被害者は単に復讐心やネガティブな感情のみに駆り立てられているわけではなく、しばしば回復を望んでいるものであり、TOAを通じて加害者の行為により惹起された結果を清算することで、当事者双方にとってプラスとなる利益の調整が可能となるからである<sup>57)</sup>。つまり、TOAが実現されれば、被害者に対しては金銭的・非金銭的な損害回復がもたらされ、加害者にとっては社会復帰のひとつの道筋が示されることになるのである。

上記と同様に執行計画に組み込まれる事項として、「被害者又は危険に晒されている第三者の身の安全に対する正当な利益の保護(Maßnahmen zur Sicherung berechtigter Schutzinteressen von Opfern oder gefährdeten Dritten)(同10条1項13号)」が挙げられている。これは、先述した同法7条1項の趣旨を、処遇計画の策定の場面で具体化するための規定である。

また、「外部交通(Außenkontakte)」に関する同法第4章に置かれた25条3号においては、受刑者が犯罪行為の被害者等との接触を望み、それによって被害者等に不都合な効果が生ずる懸念がある場合、または被害者等が拒否している場合は、そうした接触を禁止する旨、規定されている。これもまた、同法7条1項が掲げる被害者等保護の趣旨を具体化したものである。接触の方法としては、訪問、信書、電話等が挙げられる。また、接触が禁止される対象は被害者に限らず、危険に晒されている第三者(具体的な危険が見込まれる事件の証

---

56) Kubnik(2017)前掲注42, S.239

57) Kubnik(2017)前掲注42, S.239

人など) も含まれる。

さらに、同法53条5項においては、開放的処遇を実施するにあたって、被害者及び危険に晒されている第三者の正当な利益に配慮しなければならないとしている。これに関連して、57条4号においては、受刑者が被害者並びにその居住地に近付いてはならない旨の遵守事項を設定し得ると規定されている。

このほか、同法7条の被害者関与型行刑を具体化する規定として、被害者等の情報の保護に関する規定(旧113条)や情報提供に関する規定(旧115条)等も存在したが、前述の通り、現在、これらの規定は刑事執行法から削除されている。

以上が、ノルトライン・ヴェストファーレン州における被害者関与型行刑に関する規定の概観である。次章では、バイエルン州刑事執行法の規定や実務も参考にしながら、ドイツにおける被害者関与型行刑について考察する。

#### 4. 今後の展望

2018年6月26日、バイエルン州刑事執行法においても、第2部「自由刑の執行」の第1章「原則(Grundsätze)」に被害者関与型行刑に関する5a条が追加された<sup>58)</sup>。ノルトライン・ヴェストファーレン州と同様に、被害者関与型行刑を刑事執行法の「原則」の中に位置づけることで、被害者保護の重要性をより明確にしていく狙いがある<sup>59)</sup>。

##### バイエルン州刑事執行法

5a条1項 被害者の利益は、執行を具体化する際、とりわけ開放的処遇

---

58) バイエルン州の被害者関与型行刑については、拙稿「被害者関与型行刑とTOA－バイエルン州の実践－」『高橋則夫先生古稀祝賀論文集(下巻)』成文堂(2022年)959－977頁

59) BayLT-Drs 17/21101, S. 34.

や受刑者の入所時並びに釈放時において、配慮されなければならない。危険に晒されている第三者の保護の利益に目を向けなければならない。

- 5a条2項 受刑者の行為に対する責任の自覚、とりわけ被害者に引き起こした行為結果に対する責任を喚起しなければならない。受刑者は、犯罪行為によって生じた損害の回復を促されなければならない。適切な事例については、TOAの実施に努めなければならない。

ノルトライン・ヴェストファーレン州7条の規定と比較すると、バイエルン州の規定はより簡潔である。とはいえ、いずれも被害者の正当な利益を刑事執行法の枠組みの中で保護しようとする趣旨であることに変わりはない。被害者の正当な利益とは、前章で述べた通り、「身の安全」と「損害回復」の要請である。Gelber/Walterによれば、それは刑事執行に課せられた「予防的な被害者保護 (den präventiven Opferschutz)」と「行為の清算 (den Tatausgleich)」という2つの任務であり<sup>60)</sup>、この両者が「被害者関与型行刑」を特徴づける要素であるといえる。被害者関与型行刑の下では、加害者の再社会化に加え、個々の被害者の保護にも気を配らなければならない。ドイツの「加害者志向的 (täterorientierte)」な行刑は、ここで新たな挑戦を迫られるという<sup>61)</sup>。ただし、こうした被害者関与型行刑については、一定の懸念も示されている。Köhneによれば、自由刑の執行に被害者を関与させることは、客観性と公平性の観点から不安が残り、これまで公権力が刑罰権の行使を独占することによって担保されてきた法的平和が害されるおそれもある<sup>62)</sup>。たとえば、当事者どうしの感情的対立に歯止めがかからなくなること、加害者が自由刑に処されていないケースの被害者は蚊帳の外に置かれていること、開放的処遇等の運用に支障を来た

60) Gelber, C./Walter, M.: Probleme des Opferschutzes gegenüber dem inhaftierten Täter, NStZ 33 (2013), S.77.

61) Gelber/Walter (2013) 前掲注60, S.76.

62) Köhne, M.: Opferbezogener Vollzug – Vorbild oder irrweg?, JR 2016 (1) S.8

すおそれがあることなどが具体的な問題として挙げられている<sup>63)</sup>。しかしながら、被害者関与型行刑は、刑の執行に被害者を関与させることによって、被害者の保護に目を配りながら受刑者の再社会化を促し、それを通じて再犯の防止を図るものである。それは、いわば持続的な被害者保護に繋げようとする試みであり、長い目で見れば、むしろ法的平和の回復に資するものである。その運用にあたっては、当事者の感情的な要求は排除され、被害者の正当な利益と受刑者の再社会化のみに焦点を当てながら、最も適切な方法を選択していかなければならない。開放的処遇も、適切な遵守事項の付与等によって、被害者保護と受刑者の再社会化のバランスを図りながら、着実に実施されていくことになる。また、とりわけ当事者双方の利益に目を向けなければならないのは、TOAの場面である。バイエルン州刑事執行法5a条2項においては、適切な事例についてTOAの実施に努めなければならないと明記されている。TOAにおいては、当事者双方が納得のいく合意を引き出し、それを実現するため、ケースの選定から合意の履行に至るまで慎重かつ適切な判断が求められる。しかし、バイエルン州で行われた刑の執行段階におけるTOAプロジェクトを見ても、その実現はなかなか厳しいものである<sup>64)</sup>。同プロジェクトにおいては、ほとんどのケース（13件中12件）において被害者が金銭的賠償を求めていたが、分割払いの取決めがなされたとしても、受刑者の資力不足やモチベーションの問題から、受刑者が現実にそれを支払うことは困難であった<sup>65)</sup>。こうした問題を克服するためには、何よりも作業報酬の増額が望まれるところではあるが<sup>66)</sup>、現

---

63) Köhne(2016) 前掲注62, S.8

64) 同プロジェクトについては、Mayer(2017) 前掲注13, S. 134ff. 及び拙稿注58

65) Mayer(2017) 前掲注13, S. 134ff. 拙稿注58

66) ドイツにおける受刑者の作業報酬金の現状及び州間格差の問題については、拙稿「受刑者に対する作業報酬金の現状－ドイツにおける矯正(1)－」帝京法学33巻1号(2019)105-114頁、同「作業義務と作業報酬－ドイツにおける矯正(2)－」帝京法学33巻2号(2020)188-191頁。また、受刑者の金銭の利用については、同「受刑者による金銭の利用－ドイツにおける矯正(3)－」帝京法学34巻2号(2021)39-65頁

状考えられる手段としては、たとえば、スイスのSaxerriet刑務所で実施されているような、月々の作業収入から損害回復のための金銭を自動的に差し引く制度であろう<sup>67)</sup>。具体的には、受刑者の作業収入の10%が損害回復のための口座に振り込まれ、それが被害者本人に対する損害賠償、加害者個人の負債の清算、公益団体への給付等に充てられる<sup>68)</sup>。もともと僅かな作業報酬の10%を損害回復に充てることは、受刑者に困難を強いることになり、その社会復帰に支障を来すとの懸念も出てくるだろうが、前述のバイエルンのプロジェクトに参加した受刑者の話によれば、少額の損害回復金（たとえば10ユーロ程度）であれば毎月支払うことは不可能ではなく、要は加害者側のモチベーションの問題であり、損害回復は全く非現実的というわけではない。さらに、作業報酬の一部を損害回復に充当することは、受刑者の社会復帰にとっても重要であろう。受刑者が社会の一員として受け入れられるために、少しでも自身が行った行為、すなわち自身が招いた損害と向き合い、その回復に向けた努力を、とりわけ社会の一員である被害者に向けて具体的に示していくことが必要となる。こうした制度は、刑罰とは別の新たな不利益を生む危険を孕んでいるが、仮に受刑者の同意等を条件に実現したとすれば、たとえ少額の賠償金であったとしても、被害者に確実に届けることができるようになるであろう。スイスにおいては、損害回復が、執行に不可欠な要素として刑法に規定されているため（スイス刑法75条3項）、こうした制度が実現しやすい土台がある。ここでいう損害回復（すなわち行為の清算）の目的は、受刑者が自身の行った犯罪行為と主体的に向き合うこと（aktive Auseinandersetzung）である<sup>69)</sup>。日本の作業報奨金は、1人1か月あたり平均4,320円（令和3年版犯罪白書）であり、ドイツに比べてさらに少額であるため<sup>70)</sup>、こうした制度の導入は困難を極めるであろう。たとえ

---

67) Mayer (2017) 前掲注13, S.281.

68) Strafanstalt Saxerriet, Wiedergutmachung, <https://www.sg.ch/sicherheit/justizvollzug/saxerriet/offener-vollzug0/wiedergutmachung.html>, (2022.01.23)

69) Strafanstalt Saxerriet, Wiedergutmachung, <https://www.sg.ch/sicherheit/justizvollzug/saxerriet/offener-vollzug0/wiedergutmachung.html>, (2022.01.23)

70) 詳細は、拙稿注58

ば、バイエルン州における2021年の作業報酬金の平均月額は296.1ユーロ、その七分の三に当たる126.9ユーロ（約16,846円、2021年6月平均のユーロ対円の為替レート、1ユーロ=132.75円を用いて換算）が自由に使える自弁金であり、受刑者が損害回復に利用することができる金銭である。これと比較しても、とりわけ日本においては作業報奨金の増額を視野に入れながら、たとえ少額でも損害回復に繋げる仕組みを整えるべきである。もちろん、ケースによっては金銭的な損害回復に限らず、非金銭的な損害回復の方法を模索する必要性も出てくるはずである。

これまで見てきた通り、ドイツにおける被害者関与型行刑は今後の発展が見込まれる分野であり、その具体的運用にあたって考慮されるのは、被害者の「身の安全」と「損害回復」の要請である。これらの要請は、執行計画の策定、開放的処遇、遵守事項の付与、釈放等を含め、執行のあらゆる場面で考慮されなければならない。たとえば執行計画の策定の段階から、被害者等の要望に耳を傾け、確実な損害回復に繋げていくような試みが実現されれば、受刑者は被害者を含めた社会全体から受け入れられやすくなるであろうし、それは社会復帰にとって望ましい方向に働くことになるであろう。できるだけ早期に社会内処遇に繋げていく仕組みが注目されている昨今、施設内処遇に何が求められているのか、現実的に何ができるのかを、今一度考え直す必要がある。受刑者と社会を繋ぐ試みとして、開放的処遇の充実を求める声もあるが、それだけでなく、被害者に対する損害回復を実現する具体的な仕組みを整えることもまた、被害者を含む社会との繋がりを再構築する上で重視されるべき課題であろう。もちろん、開放的処遇と損害回復は全く無関係なものではなく、たとえば外部通勤で得た金銭を被害弁償に充当するといった方法も考えられる。刑事施設で実施されている被害者の視点を取り入れた教育の充実化とともに、可能な限り具体的な損害回復に繋げていく仕組みを打ち立てることが、今後より一層必要になってくるように思われる。当然ながら、加害者の資力の問題など解決すべき課題は多く、事件によっては、被害者の特定や損害の算定が困難なケースもあるだろうが、より積極的に刑事施設が損害回復に関わることを一律に不可能と捉えるべきではない。刑の執行段階、特に受刑者に対する処遇を実施するにあ



たって、その始まりから終わりまで被害者の視点を持ち続け、それを受刑者が目に見える形で体現していけるように後押しすることが、真の再社会化ないし社会復帰に繋がるものと思えてならない。